

出向仲介契約書（返戻金に係る条項のみ抜粋）

〇〇〇〇（以下、「甲」という）と株式会社インタープライズエージェンシー（以下、「乙」という）とは、出向仲介業務に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 ～ 第6条 省略

（返金）

第7条 乙は、乙の紹介により締結された在籍型出向に係る出向契約又は成立した転籍型出向の合意が、出向開始日前に解除、撤回その他の事由により終了し、当該出向が開始されなかった場合、既に受領した出向仲介手数料（在籍型出向時又は転籍型出向時）の90%に相当する額を甲に返金する。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2. 乙は、乙の紹介により実現した転籍型出向について、当該転籍型出向者が転籍日から起算して3か月以内に甲を自己都合退職した場合、既に受領した出向仲介手数料（転籍型出向時）の50%に相当する額を甲に返金する。

3. 前項の返金請求は、返還請求事由が発生した日から60日以内に甲が返還を請求した場合に限り認められる。

第8条 ～第18条 省略

本契約成立の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

20●● 年 月 日

（甲）

（乙）